

令和5年度 第3回 甲賀市国民健康保険運営協議会 議事録

1. 開催日時 令和6年2月8日(木) 14:00～15:25
2. 開催場所 甲賀市役所 別館1階 会議室101
3. 在任委員数 18人
4. 会議出席者 運営協議会委員 15人
被保険者代表 : 吉田委員、吉川委員、宇田委員
保険医、保険薬剤師代表 : 塩澤委員、浅畠委員
村木(信)委員
公益代表 : 池本委員、岡本委員、辻委員、
木村委員、村木(育)委員
被用者保険代表 : 阿部委員、佐井委員、堀委員

事務局

正木副市長、市民環境部 保井部長、田村次長、
健康福祉部 釜谷次長
税 務 課 松井課長
保険年金課 森田課長、望月課長補佐、市井係長

5. 欠席委員 中村委員、奥村委員、中西委員

6. 傍聴 1人

7. 会議次第

- 1) 開会
- 2) 市民憲章唱和
- 3) あいさつ
- 4) 諮問
- 5) 議題
 - ・ 令和6年度 国民健康保険税率(案)について
 - ・ 第3期データヘルス計画(案)について
 - ・ 令和6年度 国民健康保険事業計画(案)、国民健康保険特別会計予算(案)について
- 6) 報告
 - ・ 第3期滋賀県国民健康保険運営方針(案)について

7) その他

8) 閉会

8. 会議の概要

(開会)

(市民憲章唱和)

(あいさつ)

会 長：あいさつ

副市長：あいさつ

(諮問書の伝達)

(議題)

○ (1) 令和6年度 国民健康保険税率 (案) について

会 長：事務局から説明をお願いします。

事務局：資料説明 (資料1)

会 長：意見や質問はないか。

委 員：基金の取崩しは、令和6年度1億8千万を6年度に大部分を使ってしまう。なぜ7年度だけ少なくしてある意味はどうか。普通なら半分半分になるのではないか。

事務局：基金の活用について、残っている基金の額を令和6年度に大部分使ってしまうのは、率の上げ幅を抑えるためで1億8千万円を活用する。令和7年度以降も同じ状況が続くと、余剰金が6千万円ほどしか残らず、非常に厳しい状況になり、率の改定についても考える必要がある。基金の活用額を下げると、令和6年度の引上げ幅が大きくなってしまうので、その辺りを調整させていただきながら今回の案を示したところである。

委 員：令和7年度は変わらない。7年度の保険料は変わらないであろうから6千万円ぐらいしか残らないのか。

副市長：そうではなく、令和5年度の事業を進めていた中で、想定以上に基金の残

額が少なくなっている。そういう状況であるので、まず令和6年度については極力負担を少ない形で見直しをするということで、全部使わせていただく。令和7年度についても、7、8年度と2回見直しが必要になり、それはこの審議会をよく議論をいただいて、また国や県の動向や、令和6年度から大阪府などが統一化されるので、いろんな課題が見えてくると思う。そういったものを見ながら十分ご議論いただいて、本格的な改正をした方がよいと考えた次第で、6年度については、基金はほとんど活用してできるだけ上げ幅を低くし、所得の多い方には多めにご負担をいただくけれども全体としてご負担は少ない形でと考えたところ。6年度に入ったらすっかり数回議論をいただいてご検討いただきたいと思うところである。

会 長：令和6年度一定基金を活用して低く抑えたということであるが、7年度で跳ね上がる可能性もあるのか。

副市長：その可能性もあるが、令和5年度は想像した以上に会計が苦しい状況になった。なかなか読み切れない部分があり、令和6年度に入ってから考えさせていたこうという思い。今年から大幅に上げるという方法もあったが大幅に上げるのであれば、審議会ですべて議論いただく必要がある。大阪府は新年度から統一されるが、徴収率は滋賀県であればどこの市町もバランスが取れていて現年滞納分含めて80%台後半の徴収率がある。大阪府の場合市町によって非常に大きな開きがあるところの統一化で、いろんな課題も見えてくると思っており、6年度本格的な議論をさせていただいたうえで、7年度に臨もうと考えている。

会 長：皆さんはどうか。

委 員：県が示す標準保険料額が非常に高いように思うが、甲賀市のように一人当たりの医療費は県平均より高く、保険料は標準より低く抑えている。県が示す標準保険料額とはどのようなものか。

事務局：県が示す標準保険料率については、県で統一ということになると医療費については、県域で一旦吸い上げて県から払っていくイメージ。甲賀市は、医療費が高い水準であるが、県域でおしなべて平準化されるイメージで、それぞれの市町で医療費に応じて支払うとなると、医療費が高ければ高く支払わなければならないということになるが、県域で集めておしなべるということなので、甲賀市の負担は、医療費は高く、負担は低いというイメージを持っていただけたら。その納付金を納めるために、参考であるが必要な一人当たりの保険料を県が示して、それに県の国保の人数を掛けると納付金の額が出てくる。まず各市町が納める納付金の額を決めて、そこから一人当たりどのくらい必要があるかを示されるのが一人当たりの標準保

険料というものになる。今までなら市町の状況によって標準保険料率は違っていたが、これを統一して、県内どこの市町でも同じ世帯構成で同じ所得なら同じ保険料になることをめざしており、保険料率は、今は一律どこでも同じ額になっている。一人当たりの額が6年度13万2千円。これに国保の人数を掛けると金額が出てくる。それが納付金として、各市町に案分されてその金額を県に納めることになる。

委員：県が示す標準保険料は、令和6年度分がここに書かれているのか。これは変わっていくものなのか。

事務局：標準保険料は毎年見直しされる。前年度の所得と被保険者の数は毎年変わる。今は団塊の世代が後期に移行になっており、特に減少率が高く、被保険者の数が減ってくると、税収が減る。国保の方の所得も毎年変わる。令和6年度で積算すると、被保険者数は減って一人当たりの医療費は下がらないということであるので、額は上がっている状況。今後このままいくと被保険者は減っていく傾向にあり、年齢構成は65歳以上の方が半数を占める。高齢になると医療にかかる機会が増え医療費が高くなり、この額についても、このままいくと上がる傾向にある。

会長：段階的に上がっていく。これが、令和3、4年度は交付金や基金を活用し低く抑えられ、令和5、6年度はその反動で上がってきたという理解でいいか。

事務局：お見込みのとおり。令和3、4年の反動があるということで、急激な上げ幅になってきている。県の方も令和3、4年で基金を使いすぎたのではないかと聞いています。平均したとしても今後上がっていく状況になってきている。ただこのような状況については、当市だけでなく他の市町も基金を5年度に使って大分減ってきている状況。県に統一していくということで、県域で調整し、県も基金の積立てをしており、統一時には約40億の基金を持つということを聞いている。今は、各市町の基金を活用しながら税率を決めているが、統一後は県で率を決める。県の基金を活用し、上がらないように抑えていく。

会長：統一まであと何年か。

事務局：3年後の令和9年に統一になる。

会長：あと3年間はこのようなケースで、今回令和6年度については、甲賀市の基金を使って上げ幅を抑えた。令和7年度になると余剰金がないというところで大幅に上がる可能性もある。令和7年度、今回議論するのは令和6

年度であるが、次年度はどうしていくか先ほど副市長からも話があったがそこで補填するものがないとなると、上げ幅は今以上の上げ幅になる事態になるということか。

副市長：おっしゃられたとおりで、それ以降の話については、慎重に議論をいただいた方がよいと考えて、先ほど話をしたとおり新年度に入ってからさせていただいて、令和7年、8年の税率を考えた方がよいと思っている。
特に統一化となると、先ほども申したとおり、県によっても国保の徴収率も大きく変わり、ある程度の所得の多い方には多めにご負担いただくというのは、税とすれば累進税率ということであればご理解を得られるかもしれないが、徴収率が違うのに、例えば納付金が一緒となると納得しづらいと思われる。その辺も含めて、他府県の状況なども情報収集させていただきこの協議会で議論いただければと思っている。

会 長：よろしいか。他に意見等はあるか。

部 長：令和7年度にかなり上がるのではとこちらとしても心配している。ただ副市長も申したとおり状況を見ながら、時間を掛けて議論させていただきたい。令和6年度は県内どこの市町も同じ状況で、13市の内の恐らく8市は値上げされると思われる。4市くらいは据え置きされるところもある。同じように令和7年度にかけてさらに標準保険料は被保険者数の減少と、医療費の増加があり増えていくので、どこの市町も大変苦しい状況。滋賀県の場合一般会計からの法定外繰入れをしているところはなく、1市でもしてしまうと、県の財政、国からの補助金が減ってしまうということで、県内では入れられない状況。他府県によっては入れているところもある。ただこういった状況も考えながら、他の市町がどう考えるかということと県の基金は今も積んでいる部分があるので、どこまで県の基金を入れてもらえるか皆さまの意見を聞きながら、他市の状況も見ながら、県へも要望していくべきところは要望していくということで、今回については、暫定的に基金をかなり活用しながら、翌年度の税率を決めさせていただきたいという形でご提案させていただいた。よろしく願いたい。

会 長：市より今後の見通しについても説明いただいた。他に質問がないようであれば、採決を図らせていただく。

「令和6年度国民健康保険税率（案）について」原案どおり承認ということでよろしいか。異議はないか。

委 員：異議なし。

会 長：ありがとうございます。当協議会として原案どおり承認した旨を市長に

答申させていただく。

(議題)

○(2) 第3期データヘルス計画(案)について

会 長：議題5の2つ目で、「第3期データヘルス計画(案)について」事務局より説明をお願いします。

事務局：資料説明(資料2-1、資料2-2、第3期データヘルス計画(案)パブリック・コメントについて)

会 長：質問や意見はないか。

事務局：今回のデータヘルス計画(案)については、8月諮問、11月に答申をいただいた。今回は、パブリック・コメントの報告をさせていただくものである。策定については、3月に策定。今後議会の方にパブリック・コメントの結果と計画について説明をさせていただく。

(議題)

○(3) 令和6年度国民健康保険事業計画(案)、国民健康保険特別会計予算(案)について

会 長：議題5の3つ目の「令和6年度甲賀市国民健康保険事業計画(案)」についてと「令和6年度甲賀市国民健康保険特別会計予算(案)について、関連があり、あわせて事務局から説明をお願いします。

事務局：資料説明(資料3-1、資料3-2)

委 員：督促手数料は、何件くらいあるのか。収納率は、96.16%あるのか。本来は100%ないと思うが。

事務局：96.16%は令和4年度の国保税の現年度の収納率で、収納率は上げていきたいが、まずはそこを確保するために挙げている。

事務局：督促手数料については、納期限までに納めていただけなかったので督促状を発行した方に、1件当たり100円の手数料をいただいている。
令和4年度の決算で、現年課税分の収納率は、96.05%、令和4年度末の滞納者は、現在加入いただいている方で793世帯、社保加入や転出者を入れると1,443世帯ほど。滞納額は346,445,825円。令和4年度末の状況である。

副市長：国保税の場合、10期の納期があり、お一人の方が毎月遅ればせとなると件数的にこうなる。1回の手数料が100円となると結構多いように思うが、納期を遅れて納められるとそのようになってしまう。徴収率に関して国保税は他の税目より低いが、甲賀市が低いかというと全国的に見れば高い方の徴収率である。

会 長：他にはどうか。

委 員：3ページの年齢別の疾病分類について、精神疾患が高いように感じた。データヘルス計画の中でも触れられていたが、それに対する傾向や対策があればお聞きしたい。

事務局：精神疾患については、毎年高い状況で、毎年出ておりいろんな対策をさせていただいている。すこやか支援課では、ホームページに「心の体温計」というものを載せており、皆さまに活用いただいている。去年は高校生や小学生を対象にした健康教育等を行っており、精神疾患や引きこもり、自殺対策等々を行っている。減少はなかなかできないが、少しでも多くの方にご相談をいただきながら、支援させていただきたい。

（報告）

○第3期滋賀県国民健康保険運営方針（案）について

会 長：報告事項の「第3期滋賀県国民健康保険運営方針（案）について」事務局より説明をお願いします。

事務局：資料説明（資料4-1、4-2、4-3）

会 長：質問等はあるか。

会 長：その他の案件について事務局からあるか。

事務局：来年については、任期が10月末までで改選となる。保険料率の協議については、回数を増やして、開催させていただきたいと考えており、協議についてお願いしたい。

会長代理：閉会あいさつ

上記は、令和6年2月8日開催の甲賀市国民健康保険運営協議会 議事録正本である。

甲賀市国民健康保険運営協議会

会 長